

令和3年度2号認定・3号認定利用者負担基準額表

階層	定義	3号認定(3歳未満児)利用者負担額(月額)				2号認定(3歳児以上)利用者負担額(月額)	
		標準時間	(※)	短時間	(※)	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯	0円	(0円)	0円	(0円)	0円	0円
B	A階層を除き、市町村民税 非課税世帯	0円	(0円)	0円	(0円)	0円	0円
C1	A階層を除き、市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	19,000円 (16,000円)	18,600円	(15,700円)	0円	0円
C2		48,600円以上 72,800円未満	26,000円 (23,000円)	25,500円	(22,600円)	0円	0円
C3		72,800円以上 97,000円未満	30,000円 (26,000円)	29,400円	(25,500円)	0円	0円
C4		97,000円以上 133,000円未満	40,000円 (30,000円)	39,000円	(29,000円)	0円	0円
C5		133,000円以上 169,000円未満	44,500円 (31,700円)	42,800円	(30,000円)	0円	0円
C6		169,000円以上 235,000円未満	52,000円 (33,500円)	49,700円	(31,200円)	0円	0円
C7		235,000円以上 301,000円未満	59,000円 (35,300円)	56,400円	(32,700円)	0円	0円
C8		301,000円以上 397,000円未満	70,000円 (37,300円)	66,900円	(34,200円)	0円	0円
C9		397,000円以上	80,000円 (39,300円)	76,700円	(36,000円)	0円	0円

付加基準

(1) この表のC1階層からC9階層までにおける市町村民税所得割課税額は、税額控除(調整控除は除く)を適用しないものとする。

(2) 4月から8月までの月分の利用者負担額については、前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌3月までの月分の利用者負担額については、当年度分の所得割課税額を基に決定する。

(3) 3号認定のうち、年度の途中で3歳に達した子どもについては、3歳に達した日の属する月の翌月から同表の(※)欄の額を適用する。

(4) この表の3歳児とは、入園日の属する年度の初日において、4歳に達していない子どもをいう。

(5) 給付認定保護者の属する世帯の階層が、C1階層、C2階層、C3階層(所得割課税額が77,101円未満に限る。)と認定された世帯であっても、給付認定保護者又は当該給付認定保護者との同一世帯に属する者が次に掲げる世帯である場合には、下表の額とする。

- ①ひとり親世帯等
- ②在宅障害児(者)のいる世帯  
(身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者がいる世帯をいう)
- ③その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯)

階層	3号認定(3歳未満児)利用者負担額(月額)				2号認定(3歳児以上)利用者負担額(月額)	
	標準時間	(※)	短時間	(※)	標準時間	短時間
C1-1、C2-1 C3-1※77,101円未満に限る	9,000円	(6,000円)	8,800円	(5,800円)	0円	0円

※1 なお、上記に該当する世帯であって、給付認定保護者と生計を一にする特定被監護者(当該保護者が扶養している子ども)等が2人以上いる場合は、最年長の子どもから順に2人目を以降については0円とする。〔給付認定申請内容により多子判定を行う。〕

(6) 同一世帯に保育園・幼稚園・認定こども園等の対象施設を利用している小学校就学前の子どもが2人以上いる場合、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に2人目を半額、3人目を以降については0円とする。

※1 なお、C1階層・C2階層(57,700円未満に限る)までの世帯であって、給付認定保護者と生計を一にする特定被監護者(当該保護者が扶養している子ども)等が2人以上いる場合は、最年長の子どもから順に2人目を半額、3人目を以降については0円とする。〔給付認定申請内容により多子判定を行う。〕